

# 甲斐府中概観

——飯沼論文批評——

なかざわ・しんきち

## はじめに

武田信玄に関する研究・論文・伝記・著書は枚挙にいとまないほどみられるが、彼の根拠地であった甲斐府中についての総括的な研究が（その歴史的変遷をもふくめて）これまでなされていないのは・郷土史研究者の怠慢であった。だから「戦国期の都市『甲府』」（本誌第二号所収）と題する飯沼賢司氏の論文は、待望ひさしいもの・もつと早く書かるべきものとさえいえるであろう。同論文は学界における最近の封建都市に関する新しい研究成果をさかんにとりいれながら、豊富な史料を駆使して戦国期『甲府』・甲斐府中の都市像を・その独自性において・歴史地理学的方法をもつて総合的に追求解明しようとした野心的な力作である。飯沼氏のこの方法の背後には、甲斐府中関係の史料が今日まだ充分に生かされていないという問題意識がある。かくて古文書調査からえられた研究に依拠しつつ、歴史地理学的方法をもつて描き出された戦国期の『甲府』像はきわめて詳細である。甲斐府中の研究はこれによつてつく刺激され、新研究段階の示されることが期待されるわけである。

その意味において本論文は今後の甲斐府中研究に大きな指針となるもので、研究者の大いに検討・利用すべき問題作ということになる。

私は『甲府の歴史と文化』（甲府市文化財調査審議委員会編）で中世編を担当しながら・関係史資料の収集も不充分なまま膚面もなく執筆したうしろめたさもあり、とくに関心をもつて一読し、大いに啓発と教示をうけた。そして氏の斬新な問題意識をもつてした意欲的な研究態度に感嘆したものであるが、氏の提起された諸論点にたいしてなお考えてみなければならぬもの・問い合わせなければならぬものが残されているようにおもわれた。そこには、これからの中斐府中研究にとって混乱をもたらすのではないかという危惧の念をいだかせるような主張や解釈が若干ふくまれていたのである。それでそうした問題点についての私見をまとめてみようとしたが、どうも手際よく思うように書くことができない。止むなく私自身の甲斐府中の歴史的都市像を構成する過程で、氏との見解のずれやちがいを確かめながら・修正すべき点を見出していくという方法をとつてみるとことにした。とにかく甲斐府中の研究において文献的にも考古

学的にも決め手となる史資料を欠く現在、いわゆるオーソドックスな立場からの叙述である。或は貴重な労作にたいして失言があつたり、また内容についての誤説・誤解から一方的な独断に終るようないたすところ、筆者・読者からのきびしいご叱正をお願いする次第である。

—

甲斐の統一をめざす武田信虎は、その政治的・軍事的中心を建設するため、武田信光いらる武田氏の本拠地として伝統性のつよい石和の地を引きはらい、——甲府盆地の北端＝躑躅ヶ崎の丘陵上に、その居館の移転をおこなう。そこは南方に武田氏の氏寺一蓮寺の存在する小丘の一条郷小山（甲府城址）に近く、いわば先祖ゆかりの地でもあつた。

永正二六（一五一九）年まず信虎は八月から新しい環濠環壁の武装屋敷である武田館の築造にかかり、これを年末には完成させる。翌一七（二〇）年には武田館の背後に当る積翠寺丸山に、敵襲にそなえて要害城（詰めの城）を築いた。要害城は平時には小数の在番兵が山上の城と山下の根小屋（仮兵舎、字名として今も残る）に在つて警備に任じ、飯沼氏が指摘されたように・駒井政武（高白斎）が積翠寺に居住してこれら守兵の指揮に当つたらしく、国主は居館に居住した。この居館と山城とがセットして、戦国大名の軍事施設は初めて機能するわけである。

（時代は降るが『高白斎記』天文三二～一五五三▽年条に、小松・和田・塚原・岩窪・駒井ノ郷にたいする人足・押立公事△臨時

・恣意の課役▽の賦課を禁じた記事がある。これらの村々はいずれも武田館・要害城の周辺部に在り、おそらく要害城在番の兵士が徵発された地域であろう。それで在番役の代償として人夫役などの労役が免除されたものとおもう。飯沼氏はこの記事を引用されるに当つてその註で△駒井ノ郷は蘿崎市駒井に比定されるのが一般であるが、他の郷との関係から見ると駒井氏が城代を勤める要害城のある積翠寺の一部を「駒井ノ郷」と呼んだ可能性が高い▽とされ、これおられるのは卓見である。）

つづいて大永三（一五二三）年には武田館防備の補強施設として狼煙台兼備の湯ノ島ノ山城（湯村山城）が、その西南方の湯村山に構えられた。さらに飯沼氏によれば、翌四（二四）年△一条小山の山顶にあつた一蓮寺の地にかなりの規模の城▽を造つたとされるが、——『高白斎記』同年条の△六月小十六日、一条小山御普請初▽めとある記事にみるかぎり、それは一蓮寺外郭の補修工事であつたらしい。尤もそれは氏が築城と錯覚されるほどの軍事的意味合いをもつた工事であつたらしく、——愛宕山つづきの丘陵地というその地形・地理的条件を生かし、軍事的機能をもつていいど果しうるような装備（土壘とか堀など主として防禦的なもの）を施すなどの特別な配慮がはらわれたらしい。しかし管見のかぎり、小山築城を証する文書・記録の存在は知られていない。もし氏が先の記事から築城を推定されたものとすれば、明らかにそれは拡大解釈といえるであろう。中世における△普請▽は、周知のとおり△土木工事▽をさす用語である。そして飯沼氏もすでにご存知のように、——築城には△繩張り▽といつて全体の設計が必要であり、普請で曲輪・土壘・

堀・櫓台・通路・土橋など基礎の造築をすすめ、それと並行して

△作事▽といわれた建築工事で守殿・櫓・倉庫・長屋・門・堀・柵

・橋などの建造がおこなわれるのが例であつたらしい。戦国期の築

城の基本は普請であり、とくに堀と土塁に顯著な特長がみられる。

だからといって『高白斎記』に単に△普請▽とだけあるのをもつて、ただちに築城と解することは強引にすぎるであろう。私は普請を単純に土木工事として受取り、土塁・堀などの建造を想定したまでである。

この工事にさいして信虎は本堂を手狭な從来地△屋敷地（一条忠頼居館跡地）から・より開けた寺地としての条件にもめぐまれている小山原（甲府城本丸の地）の方△移転改築することにし、同六（二六）年には棟挙げの式をおこなつて・氏寺としての面目威容の一新をはかっている。（飯沼氏は一条小山の山頂に在つた一蓮寺が小山原に移り、その跡に城が建てられたと書かれ、——山頂を現在の甲府城本丸の地に比定され、小山原の位置は不明のまま伏せておられる。私は一蓮寺開創の歴史的觀点からして、——当初の本堂が小山に所在したことを探題としながらも・その位置は特定できないままに不明とし、本堂が移築された場所・小山原を現在の本丸地域とかんがえるのである。）

かかる大名居館を中心とする軍事施設のきわまるところ、領国の政治経済力を結集・編成して一円支配を達成する基盤としての大名集落の建設が緊急・肝要な課題となる。中世における城下町の起源は領主の邸宅にあるといわれるが、信虎も要害城築造の永正一七（一五二〇）年・武田館の南方平地に領国大名武田氏の首都・領国統治の根幹をなす政治的軍事集落にふさわしい市街地域の建設をす

すめることになる。甲斐府中の創設である。

## 二

信虎は現在の甲府駅を中心とする国鉄中央線以北の地域をトシ、南北に四条の大路を開き・東西に数条の小路を通じて市街地を創設し、一族・国人らを館下に招いて在地領主の府中集住△兵農分離を策した。いまでもなく戦国大名はその兵力としての直属家臣△旗下（旗本）を持っていたが、大名側からすればその権力の基盤とす

るにはこれら直属の家臣だけでは足りなかつた。どうしても国人・土豪といった在地の領主層を軍事力として掌握・維持する必要があつた。そこで出されたのが、右の△城下集住令▽である。その現実

的な対象とされたのは一族・国人など特定の家臣・それもごく一部の家臣にかぎられ、けつして家臣一般ではなかつた。当時の社会経済的な発展段階が、全武家階層の城下集住を規制したのである。府中集住を強制された一族・国人も、みな本宅は在地の農村にあつた。これら在番制のもとに武田館に出仕することを求められた家臣たちの居屋敷（別邸）の配列状況や位置を今において具体的に想定することはほとんど不可能に近いが、——『甲斐国志』は「古跡部第八」屋形跡の項で△里人▽の伝承や△宝永中（一七〇四～一〇年）ノ地図ヲ獲テ校考▽しながら想定し、かなり詳しく記述している。また貞享三（一六八六）年の『武田氏館跡古絵図』（武田神社蔵）・宝曆一（一七六一）年の『甲府古城之図』（県立図書館蔵）や『甲府略志』所収の絵図などは、いずれも武田氏の有力家臣たちの居屋敷地を刻明に記載している。しかしそれらは一概にいえない

いのである。とくに武田時代への強烈な懷古的ノスタルジアにもとづき、近世城下町甲府上府中の現実のうえに信玄時代における主従関係を遡及・投影して作成したものである。基本的にはそう指摘することができるとおもう。にもかかわらず武田家臣の屋敷跡にたいし、実証を離れて伝承や希望的推測の描き出した想定位置が独り歩きするような傾向が多くみうけられる。したがつて江戸期に作製された絵図や記録類を利用して府中に居屋敷を構えた一族・国人ら個人の在所をさぐる場合、その点はとくに留意して実証と残存史資料とのかかわりあい方を厳密に検討すべきである。

もちろんこれら有力家臣の居屋敷が武田館の周辺・ことに南方地域に多く設けられ、軍事的な地域秩序に重点をおく武装集落を形成したことは疑うべくもない。だがそれら居屋敷は特定地域に集中したり・させられて成った形跡はなく、それぞれ適宜の場所に任意の位置で構えられたものらしい。要するに前記絵図に示されているようにはかなりずしもすべての屋敷が街路に沿つてつくられたわけではなく、或は定つた方針のもとにまとまつた区域に整然と配列されたのでもない。いうまでもなく近世城下町における侍町のように都市的に構成された町屋敷とはぜんぜん別物であり、——まつたくの武家屋敷村、つまり分散的疎集形の居屋敷群とでもいえる非都市的な集落をなしていたのが実態らしい。そしてそれら家臣団の居屋敷は周囲を土塁や堀などでかこみ、方形ないし長方形プランの上に構築されており、——いわば彼ら在地の本邸である豪族屋敷のミニ版とかんがえてよからう。(ただしの実証は考古学的にも建築学的にも何ら結論は出されていないので、拙論も單なる仮説の域を出ていない。とすれば府中ににおける武家屋敷の在り方についての問題

は、現在の史資料状況におけるかぎり決め手はないわけであるが、——いちおう私は高野山成慶院文書「武田家日坏帳」にみえる府中駐家臣の住小路名とか前記絵図や伝承記録にあらわれる屋敷配置の状況などから推測し・屋敷群集落こそ戦国城下町の武家居住形態の原形をしめすものだという中世都市研究史家の意見にもとづき、以上のように府中の武家居屋敷の存在形態を考えている次第である。)

右は上級家臣の居屋敷についてであるが、その他にも旗本や一般家臣の居住があつたことも間違いない。さらには彼等に仕えた中間・小者や足軽・雜兵といったものまでも、相当数が居住していたものとかんがえられる。しかし彼等のすがたをつたえる史資料は、その片鱗さえもみいだされないのである。

### 三

甲斐府中の空間構成復元の基本は、やはり『甲斐国志』の記述に頼るよりほかない。引用は飯沼論文と重複するが、拙稿はその部分を通じて述べる必要があるので・繁雑をいとわず再録すれば、すなわち△東ハ岩窪ヨリ西ハ塚原マデ五百三十間、南ハ元柳町ヨリ北ハ下積翠寺村マデ九百二間、南北ハ孔道四条アリ。東ヲ元城屋町通りト云イ、屋形迹端門ノ前ニ出ヅ。今ノ要路ナリ。其ノ東ニ大泉寺小路ト云ウハ、岐路ナリ。次ヲ元柳町通りト云イ、南曲輪ノ門坂ニ当レリ。次ヲ増山町通りト云イ、屋形跡ノ西・元八幡社(府中八幡宮)ノ間ヲ北へ貫キタリ。其ノ西ハ一条小路、又其ノ西ニモ一道アレドモ分明ナラズ。一条小路ノ北ハ六方小路ト云イ、道衢ナリ。其ノ北ハ御厩小路、大橋ト云ウハ相河ニ架ス。塚原ノ方へ涉ル▽とあ

る。これでみるかぎり東西方向の道路割付は明瞭でないが、南北四条の大路・東西数条の小路という碁盤形の道路配置を基本に構成されたという信虎の府中設宮の都市計画をいちらう肯定するならば、——武田館と八幡宮の位置関係および南北貫通路による町割は・箱庭的ながら鎌倉や京都と通ずるところがあり、都市計画の性質は近世の城下町と異なつてゐる（山梨県教育委員会編『山梨県の民家』）点が注目される。

甲斐府中の都市空間をささえる四本柱ともいへべき南北四条の大路は、『甲斐国志』によれば東から元城屋町通り・元柳町通り・増山町通り・そして一条小路とその三本までが近世的な呼称をもつて有名化している。武田時代の街路名が、江戸時代すでに消滅していた事實を証する。そして元城屋町通りを現在（江戸時代）の本通りとしているが、武田時代の本通りはおそらく元柳町通り（武田神社参道）ではなかつたかとかんがえる。この四大路にたいする東西数条の小路について国志は何ら記すところがないが、岐路として大泉寺小路・六方小路・御厩小路のほか二ツ屋横手・鍛冶小路などの名を挙げている。

これにたいして飯沼氏は歴史地理学的方法をもつて国志はもちろん・武田氏関係の古文書をはじめ・成慶院「武田家日記帳」・慶長一六（一六一）年「古府中再繩水帳」や『甲陽軍鑑』などから都合一七の小路名と四つの町名を抽出され、それを前記「武田氏館跡古絵図」「武田古城之図」などを頼りに位置比定をおこなつて「古府中復元図」を作成された。こうしたきわめて魅力的な作業の後であるが、これは復元図からみて明らかに大泉寺小路を数えこんだ数

字である。実証を示す史資料を与えられておらず再検討を要するが、やはり国志が述べるよう必要は四本で・むずかしい詮索は別として・大泉寺小路は機能面からかんがえて岐路としておくべきであろう。

氏はさらに武田家臣の屋敷位置などの検討をもおこない、府中を大まかな身分・職業・階層別に(A)屋敷地区（上級武士居住区）・(B)下級武士ならびに町人地区・(C)市場地区・(D)準府中（武田館以北・要害城以南）地区に分類・整理される。（分類用語は、(C)を除き、私の判断をもつて飯沼氏のそれを簡略化した。）この身分・職業による分類法は近世城下町における侍町・町人町の画然たる二区域分離・区分にてらしてみてもわかる通り、きわめて恣意的・観念的で府中の実態にはそぐわないものがある。現に氏自身が△屋敷地区も武士・職人が未分離な状態で居住し▽、△全体的には近世の城下町と異なり、武士と町人は混住していた▽と認め、△(B)は(A)に包摂されていたと見られる▽と自説を崩して三地区分類（具体的には府中・市場・準府中という地理的空間位置△地域別、氏自身が作製された「古府中復元図」の再確認）の方向へ傾斜しておられるように、——府中・準府中にわたつて武家の居屋敷とか寺社などが散在し、その間には地侍の居宅や多くの農家・商家などいわゆる民家も混在し、当然そこには武士・僧侶をはじめ農民・商工人や少數ながら非農業民（被差別的な芸能民）も混住しているのがみられた。したがつて住民の身分や階層・或は職業などによる府中の地域区分は、現実において成り立たないことがわかる。

ここで飯沼論文とは直接関係ないが、府中の西端・南北貫通路の一つ、一条小路について私見を述べておこう。一条小路というのは

・おそらく『甲斐国志』「仏寺部第一」の一蓮寺の項に△天文・永禄（一五三二～六九年）ノ際ニ至リ、福田（供養）ノ富（寄進）古ニ超過シテ寺門ニ市ヲ成シ、商賈（商人）多ク集マル。因リテ、一条町一蓮寺小路ノ名アリ▽とある、その一条町一蓮寺小路の略称であろう。とすれば、一蓮寺の門前が参詣人で繁盛してできたいわば小門前町である。しかるに一条小路は前述の国志記事によれば府中の西端に位置し、一条小山の一蓮寺からは遙か西北に離れた通りになるわけである。この矛盾は一条小路と一条町一蓮寺小路とは全然別個の通りであるか、つまり一条小路は府中創設の当初からそこに存在したことによるものか、或いは私の推測する原△一条小路▽すなわち一条町一蓮寺小路が後にこの位置に移されたものと解釈するよりほかないのである。

ところで『甲府略志』がつたえる一蓮寺の山門は南に面し、門前の参道に寺家町があつたと記している。この寺家町の所在は、当時の一蓮寺の位置から推測すれば、甲府城址の堀端沿い東電西側にある南北の短かい通路あたりに相当するものとおもう。『甲斐国志』付録の「温泉」の項に、△一蓮寺ノ門前村ヲ湯田ト呼ベリ。此ノ寺ノ旧趾ハ今ノ内城（本丸）ノ所ナリ。……端門ノ前ニ温泉ノ少シク出ル所見ニ。即チ湯田ノ名、此ニ起ルナルベシ▽とある。太平洋戦争直後まで、この地域に海州温泉・滝温泉などという温泉宿があつた。△湯田村ト呼ブハ、是モ本ト（甲府）城内追手御門前ノ温泉アル辺リニ在リシ（門前百姓の）村戸ユエ、名ヲ獲ルト云フ▽とは、同書「仏寺部第一」稻久山一蓮寺の記事である。この記事からするとまた湯田村と一条町一蓮寺小路とが別物のようにとれないでもないが、（さらに）一蓮寺門前の名産白木綿の△柳ノ下▽という名称につ

いて△或ハ云フ、（一条町一蓮寺小路が）柳小路（元柳町通り）ノ下ニ続ケタル町ナリシ故ニ、之ニ名ヅクトモ云フ▽と国志の割註にあり、これによると略志と国志が示す門前の位置に食い違いがあるばかりでなく、国志 자체の記事にも一貫性がなく矛盾と混乱が明らかに読み取れるのであり、その解決には手に負えないものが有るが、△とにかくこれらを勘案してみて、門前の湯田村をいうところの一条町一蓮寺小路に当てもまずもつて間違いはなかろうとおもわれる所以である。そして甲府築城による一蓮寺の移転にさいし・一条町一蓮寺小路は一条小路の略称のもとに前述の通りに移され、（そこにまた一条小路の名称だけが江戸時代まで存続したゆえんもさうであるが、）一方この門前町の百姓は寺家に従属・移住させられて現在の甲府市湯田町の前身を形成したのである。  
△飯沼氏は△一蓮寺に寺内町があつたと伝えられるが▽と書いておられるが、一般に寺内町は浄土真宗系の寺院にはみかけても時宗系にはみかけない。そもそも数多の堂坊によつて占められた一条小山に、どれだけの町屋が並び立ちえたか疑問である。小高い丘上に複数の町屋を容れうるような空地の存在を考慮しなければならない寺内町の存在は考え難いし、その存在の気配はないのである。氏のいわれる一蓮寺の寺内町とは右の一条町一蓮寺小路のことか、もしそうなら、それは門前町のあやまりである。）

武田信虎はすでに領国経済の発展が一定の商業・貨幣との関係を抜きにして運営することの不可能な段階に達した情勢に応ずるべく、——從來の農業生産・農民支配に依存するばかりでなく、領国

内の物資の流通機能を掌握するため、——府中南端の東と西の両隅で比較的に交通の便利な商業・交易に都合のよい地域に、それぞれ八日市場（愛宕山西南麓・一条小山北東麓）・三日市場（元三日町、現在は朝日・美咲の両町に分割編入）の両市を設けた。

問題は、八日市場の位置にある。飯沼氏は同市の位置を近世城下町甲府の下府中八日町（中央二丁目）に比定しておられるが、私はそれよりやや北西にあたる中央線の通過地域・大泉寺小路を南下した突き当り辺をかんがえている。要するに八日市場はもともと三日市場が府中の西南隅に位置したのにたいし、その東南隅に当る一画を占めて府内に対称的に設置されたという前提に立つ。ところで氏が八日町に比定された理由は、上府中に元三日町があつて元八日町が存在しなかつたというところにある。すなわち八江戸期の八日町の位置ならば八城下建設の際……移動がなかつたためと考えられる▽上に、△中道往還・駿河往還・鎌倉道など……街道との関係からも、八日市場は基本的に移動しなかつた▽とされるのである。街道との連絡において私の比定する八日市場の位置とでは距離的にごくわずかな遠近の差が生じても、不便・難易の点で大きく差がつくといったようなことは別にかんがえられないでの、——帰すところは、築城・移転にある。

飯沼氏によれば、——元三日町が上府中に残つたのは、そこにはかつて三日市場が存在したからである。確かにその通りである。ところが上府中に元八日町という町はない。それは八日市場の位置が、最初から上府中を外れたところ（後の下府中八日町地域）につたからだと主張される。つまり武田時代の八日市場が近世の到来によって八日町に模様がえしたといわれるのである。まことに尤

もな論理である。しかしこれは当初から上府中の地域内に在つた八日市場が・甲府築城にさいしてその縋張り内にすっぽり入つたため、移転を命ぜられた市場商人の居住先が八日町となつたと解釈すれば簡単に解けるのである。すなわち江戸時代になって上府中には元八日町を形成する余地・余裕が、最初から残されていなかつたためである。もちろん私の推定する八日市場の位置も・決め手となりうるよう史資料の存在しない現況下での立論であり、大名集落としての城下町の形成を・その都市的発達の形態ならびに機能の面から割り出した推測にすぎない。結論は、今後の調査・研究に待つよりほかないのである。

## 五

甲斐府中は八日・三日両市場の発展をつうじてその分散的・平面的でお農村の面影を多分にとどめた社会構造を、武田館を中心とする集中的・立体的な都市構造へと次第に転換させていく。館周辺の一族や国人の居屋敷が充実すれば、たとえその主人は府中の常住者でなくとも、屋敷の留守居やそこに仕える雜人たちが必然的にあつまる。さらに大名直属の家来（旗下）や一般家臣たちの居宅もふえる。また府中を莊嚴する寺院・神社が建てられれば、僧侶や神官のそことの生活が活発になる。かくて信玄以降・府中の入口は着実に増加の方向にむかい、自然と物資の交流・移動がさかんになり、諸方からの商人の出入りも繁くなつたが、——なお住民の大半は農民で、商工業者の数はまだ知れたものであつた。しかし少数とはいえ、これら商工業者の存在が確認されることは注目にあたいする。彼等は新しい町民階層として、府中住民の中核を形成する新興勢力

として生れてきたのである。『高白齋記』天文一七（一五四八）年条の六月八日戊申、自今以後、府中地下人ノ田畠・新屋敷、コレヲ立チナサレ間敷ノ由ノの記事は、武田信玄の時代の初期に府中居住の農民の新規設定と田畠・家屋敷の拡充・新築を抑制したものとみられる。すなわち府中の農民を徐々に排除して武士と商工業者の町に衣更するための、信玄によるいわば都市化政策の推進である。しかるにこれを飯沼氏は八『高白齋記』記事の一般的性格からしても百姓に出された政策とは考え難いので、同書の記事はもっぱら武士層自体のものにかぎられているがごとく規定しておられるが、氏は別の箇所で・前述したように同書天文二三年条の小松いか五カ村の人足押立公事免除の八百姓に出された政策／記事は素直に受容しておられる矛盾に気づかれていない。こうした矛盾のうえに立って、氏は先の記事を八府中に居住しようとする武士その他ノすなわち武田家臣とその他（とは一体どういう身分・職業のものか、武士の従者や商業者のことか）の府中移住と八府中地下人（＝百姓——なかざわ）ノ田畠に新屋敷を建てるなどを禁止した／ものと解される。いわば府中居住農民の保護政策が、この段階において信玄により打ち出されたことになる。

そもそも府中農民の保護・維持は、極言すれば城下町経営の放棄＝都市政策の否定・いかえれば府中の非都市化＝農村化という逆コースを意味することになるが、それはさておき当時なお府中は生成期にあり・しかも兵農未分離の甲斐国において移住制限をしなければならないほど、八武士その他ノ人々の集住が活発であったとは到底かんがえられない。にもかかわらず府中農民の耕地を維持・確保するため、新規移住者を規制しなければならないほど・都

市化現象の急激な進展をみた人口密集都市でもなかつた。むしろそこは、なお多くの田畠や原（空地）をかかえた農村的景観の濃い都市空間であつた。したがつて八武士その他ノの府中流入を阻止したり制限する必要も理由もなかつた。

飯沼氏によるところの八武士その他ノにたいする居住制限は、武士の府中居住が新段階に達した時点で出された信玄の都市政策だそうである。八察するに、……晴信はこの時期までに諏訪領を領国化し、……国内的矛盾はほぼ解消していた。武田家臣であるといふ証である府中居住は実質的に意味がなくなり、むしろ、新屋敷の建造の制限を設けることによって、府中に居住するものと、そうでないものを分離し、身分的統制を行なつたのであろう。／すなわち身分的統制のための新屋敷建造制限令だといわれるが、そのところが私にはどうにも理解できないのである。新屋敷制限令の出た天文一七（一五四八）年は、信濃侵攻で八国内的矛盾はほぼ解消していた／時期と規定されるが、——府中農民を保護し・武士の集住を禁止するようなどんな矛盾が解消されたのか、なぜこの段階において八武田家臣であるという証である府中居住は実質的に意味がなくなつたのか、また八武田家臣であるという証としての府中居住があつたとするならば在地のものはすべて非家臣の範疇におかれたのか等々・さつぱり見当がつかない。とにかく飯沼氏は府中居住の意味がなくなつたから、——在地武士も府中武士もすべて武田家臣の証をえたから、——そこで八府中に居住するもの／すなわち府中武士と・八そうでないものの／すなわち在地武士とを八分離／して八身分的統制を行なつた／といわれる。しかし分離が身分的統制にどうつながるのか、そこに表現される身分的統制とはどんなかたちのもの

なのか等やはりわからないことだらけである。

士へ新屋敷の建造の制限／＼すなわち武士の在地緊縛政策をとったことになるわけであるが、——もし氏の論のごとくなれば、——戦国動乱のピーク時、どの大名も意識するしないとにかく・  
在地武士の常備軍化と兵農分離による城下集住に精魂を傾けている  
時期、——武田信玄だけが時代の要求に逆行して武士の府中集住を禁止する策に出たことになる。もしそれを事実とするならば・侵略戦の拡大と軍事力の強化にひた走る信玄が、突如として兵力の放棄を宣言したにも等しい・正に百八十度の政策転換といわねばならぬ。だが管見のかぎり、他に飯沼氏の推測を裏書きするよう文書史料の存在は確認できなかつた。要するに氏の武士新屋敷規制論は、『高白齋記』記事の誤訛からきた逆立ち理論にすぎない。信玄は武士の府中集住を規制したり、府中農民の耕地確保を推進したりするようなことはしなかつた。もちろんその事実もなかつたのである。信玄の治世は、確実に武家居屋敷の充実した時代であった。かくて府中は領国の拡大とともに在住農民にたいする新屋敷・田畠の規制が強化され、有力家臣の城館下集住は順調な進展をみ、商工業者の誘致と・その居住地域の設定などによる都市化も急速におこなわれ、戦国城下町として漸次その整備をみたものとかんがえられる。  
(ちなみに信玄は府中内外の寺院配置などには相當に深い関心を示して計画的な設営がなされたが、家臣団や商工業者などの居住形態には割合い無関心であつたらしく、身分別や職業別の町割りなど考えもしなかつたようである。)

六

士へ新屋敷の建造の制限▽すなわち武士の在地緊縛政策をとったことになるわけであるが、もし氏の論のごとくなれば、一戦国動乱のピーク時、どの大名も意識するしないとにかく・在地武士の常備軍化・兵農分離による城下集住に精魂を傾けている時期、武田信玄だけが時代の要求に逆行して武士の府中集住を禁止する策に出たことになる。もしそれを事実とするならば・侵略戦の拡大と軍事力の強化にひた走る信玄が、突如として兵力の放棄を宣言したにも等しい・正に百八十度の政策転換といわねばならない。だが管見のかぎり、他に飯沼氏の推測を裏書きするような文書史料の存在は確認できなかつた。要するに氏の武士新屋敷規制論は、『高白齋記』記事の誤説からきた逆立ち理論にすぎない。信玄は武士の府中集住を規制したり、府中農民の耕地確保を推進したりするようなことはしなかつた。もちろんその事実もなかつたのである。信玄の治世は、確実に武家居屋敷の充実した時代であった。かくて府中は領国の拡大とともに在住農民にたいする新屋敷・田畠の規制が強化され、有力家臣の城館下集住は順調な進展をみ、商工業市場を国主直轄の市とし、他の市場と区別したらし。そこでは領主市場として大名志向の要素がつよく前面に押し出され、地域的には領国を統合した有機的经济体としての遠隔地市場の性格が濃くなつてきた。同時に先進地域出身の市場商人の活躍が目立つようになつてきた。弘治二(一五六)年一〇月に八日市場の夜警のための「夜廻之番帳」がつくられ、番衆に町民四〇名を指名し、その三人ないし四人をもつて一組として全員を一三組に編成し、輪番出役による夜間における市場の警備・防災の任務にあたらせた。夜廻りのさいに生じた火賊の難は、当夜の番衆の責任で過料処分をうけた。飯沼氏は△この過料が町へ入れられたのか、武田氏が取つたのかは不明であるが△とされるが、過料錢はとうぜん発令者武田氏の収納するところとなつた。また△被害者に一定の還元が行なわれたとみられる△ともいわれるが、戦国大名の罰則はそんな甘いものではない。一般に類焼者や盜難の被害者に救済金や見舞品が贈られた例などないのである。罰則は一方通行をもつて原則とする。

八日市場には伝馬所（問屋）が設けられ、そこには二三十名の日判衆（伝馬役人）が詰めて伝馬衆（伝馬役負担農民）を指揮した。印判衆には名主・農民ないし有力商人が任せられた。伝馬衆は郷別者の誘致と・その居住地域の設定などによる都市化も急速におこなわれ、戦国城下町として漸次その整備をみたものとかんがえられる。

(ちなみに信玄は府内外の寺院配置などには相當に深い関心を示して計画的な設営がなされたが、家臣団や商工業者などの居住形態には割合い無関心であつたらしく、身分別や職業別の町割りなど考えもしなかつたようである。)

わざ大名にたいして伝馬役を勤仕するための重要な交通機関であつたばかりでなく、市場の維持にも必要不可欠の機関であつた。

武田勝頼は天正四（一五七六）年六月二八日付で府中八日市場の伝馬衆として三〇名を指名し、その伝馬役を二三間半と規定した。つまり伝馬役勤仕を間単位でしめし、一間と間中（半間）の二種に分け、一間は馬を伴つて勤仕するもの・間中は身柄だけで勤仕するものとした。一間も間中も勤仕の人数は同じ一人だが、間中は二人で一間と一五人・間中と一五人で、間数の方は二二間半でも人数は三〇人となるわけである。勤仕は自分馬をもつてするのであるから、間中は馬を所有しないが伝馬衆に当てられたものということになろう。荷運び・荷付けなど、下働きの人足である。（飯沼氏は「間中」は「老間」より小さな家と思われるが、役負担がどう変るかは不明である）と意味の汲み取りがたい文章を書いておられるが、前述のとおり一間とか間中は家の大小や広狭を示す用語ではなく・役負担の差を表示したものである。そしてその差も家の大小によつて決まるのではなく・馬の有無にかかっていたことは、相田一郎氏の有名な伝馬制度の研究いらい通説となつてゐる。）

「坂田文書」によると、天正二（一五七四）年に八日市場は△町人ラ相集り、宿中繁栄ノ所△と称され、その商工業者は△八日市場ノ町人△と呼ばれ、また府中秤座に発せられた同年の武田印判状には△町棚老間宛△の諸役免除が規定されている。町人とは店舗を構える商人をさし、外来の△商人△とは区別され、町棚とあるからにはおそらく見世（店）棚を表に張り出した常設的な店舗をいつたものであろう。とすれば八日市場はこのころすでに一定の店舗が軒

をつらねた商工地区・町屋の集中した地域として、近世町家の源流ともいべき短冊形地割の市町に変質しつつあつたことは疑いない。常設の店舗の出現は、流通の中絶をきたす定期市場の欠陥をおぎない、都市を農村と区別する有力な標識である。都市は定期市が常設の小売店舗になったところに眞の意味の成立をみたともいえり。そこでは商業が発展して手工業生産がおこなわれ、店がならび・人馬の往来が繁く・非農業的な消費者の家屋も混在し・一定水準以上の錢貨の流通もおこなわれるようになつたことが推測される。甲斐府中の町としての組織の整備△都市化である。かくて勝頼の代において、城（要害城）・館（武田館）・町（府中）を一体のものとする領国大名支配の頂点的空間が甲斐にも形成・確立するのみにいたつたのである。

とはいひ、甲斐府中の都市的発展にたいする過大評価はつつしまなければならないであろう。中世の都市が一般に△千軒の在家△ということばで象徴されているよう府中の規模は小さく、しかもそこに農民が多く混住していく田畠も在り、行政的にも農村から分離・独立したものになかつたのである。なお最後に甲斐府中から近世城下町△甲府△への展望を書く予定であったが、すでに規定枚数を大幅に超過してしまつてるので・簡単な付言だけに止めておく。——武田氏が滅び・徳川家康の甲斐入部となつて一条小山の地が近世甲府の目となつた甲府城建設地としてえらばれた地理的条件の背後には、そこ一條小山が甲府盆地における近世封建政治の中枢的地点にふさわしい社会的・歴史的条件を具備していたからであつたと。

（拙著『甲斐府中』△「補訂甲斐武田氏」付録6△參照）

## おわりに

以上、飯沼論文の問題点にたいする私見の開陳であるが、——氣鋭の学究的意欲的な労作にたいし、その論点すべてを理解しているとはいはず・また氏の全体的な構想からすれば實に些末な点にこだわりすぎたようにおもわれ・しかも紙数の関係から舌足らずの論述となってしまったことをお詫びする。それに拙論の展開が図式論的にすぎ・内容的にもその多くがなお仮設の段階にとどまり、研究を重ねてそれら一つ一つに実証をもつて答えなければならない責任を感じている。とすれば本稿は私の見地からする独善的な押しつけに終始し、批評としては最低のものとなってしまったかも知れない。

それにして私には、他に書きようがなかつたのである。

ともあれ△はじめに△においても書いておいたように・飯沼論文は戦国期城下町“甲府”的研究としては最初の本格的論文であり、その内容も詳密であり、積極的な問題提起の一文であることは贅言するまでもない。しかもその視角と方法において甲斐府中の研究に一つの新しい方向を示した功績は高い評価にあたすべく、一般研究者にあたえる影響もまた大きなものがあると信ずる。私ももちろん多くを学ばせていただいた。かかる実証的な研究論文の出現に触発されてこの方面的研究が一段と深まり・活発化することを念じさらには前途洋洋たる飯沼氏の今後の研究の一層の発展と前進に期待しつつ擱筆とする。

——一九八六・六・一五稿 (市史編さん専門委員)